

会津美里町公告第100号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和4年11月7日

会津美里町長 杉山 純一

1	工事番号	下水工第04-16号
2	工事名	公共下水道管渠埋設工事(高田処理区4工区)
3	工事場所	大沼郡会津美里町永井野字八月田地内外
4	指定工種	土木一式工事
5	工事の概要	管渠埋設工事 路線延長 L=73.0m 管渠埋設工 φ150mm(VU) L=72.7m 小型マンホール工 n=2箇所 公共ます工 n=1箇所 付帯工 1式
6	工期	契約日の翌日から令和5年2月28日まで
7	予定価格	事後公表
8	最低制限価格	設定あり。この場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札は、失格とする。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加させないものとする。
9	入札参加資格要件	入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる①から⑨までのすべての要件を満たしている者とする。
	①	会津美里町令和3・4年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。 ※当該登録は、電子入札に参加する場合にも必要となります。
	②	登録内容
	③	所在地区分
	④	建設業の許可
	⑤	技術者の配置
	⑥	会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
	⑦	令和4年11月18日現在において市町村税等を滞納していないこと。
	⑧	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑨	会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
10	設計図書の見学	
	①	閲覧場所
	②	閲覧期間
11	設計図書等に対する質問	
	①	質問方法
	②	質問書送付先
	③	質問期限
	④	質問に対する回答方法
12	入札方法	
	①	入札方法
	②	提出書類
	③	入札期間及び時間
13	開札日時等	
	①	開札日時
	②	開札場所

14	入札回数	初回及び再度入札の2回までとする。
15	入札の無効	①町の入札参加資格に必要な資格のない者がした入札 ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③会津美里町電子入札実施要綱第20条各号に該当する入札 ④その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札
16	落札候補者の決定	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者が複数となった場合は、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。
17	入札参加資格要件の審査に関する事項	① 入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)及びその他必要な書類)の提出について、会津美里町電子入札システムより通知する。落札候補者は、通知のあった日を含む2日以内に当該書類を会津美里町電子入札システムにより提出すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 ② 提出書類 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)、建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し、最新の経営事項審査結果通知書の写し、当該配置予定技術者等の資格を有することを証明する書類の写し、町税等の納税証明書(町内に本店がある事業者を除く。) ③ 提出方法 会津美里町電子入札システムとする。
18	落札者の決定	落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに落札者及び当該入札に参加した入札者全員に会津美里町電子入札システムにより通知する。
19	再度入札	初回の入札で落札候補者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において最低制限価格を下回る価格の入札者及び無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。
20	入札保証金	免除
21	契約事項	契約については、会津美里町財務規則及び会津美里町工事請負契約約款に基づき契約締結する。
22	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。 ①この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 ②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 ③会津美里町財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合 ④請負金額が300万円未満の工事請負契約である場合
23	その他	①契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。 ②契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、コリンズ登録をすること。 ③本公告に係る様式等については町ホームページで閲覧及びダウンロードが可能である。 ④会津美里町電子入札実施要綱第26条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 ⑤会津美里町電子入札実施要綱及び本公告に関する事項を熟知のうえ、入札に参加すること。